

東京都東村山福祉園

I 入所児の状況

令和6年3月31日現在の利用者は、4歳から19歳までの63人（男45人、女18人、一時保護委託3人を除く。）、平均年齢13.4歳である。

障害程度別では、愛の手帳1度が3人、2度が60人、身体障害者手帳所持者が14人となっている。また、強度行動障害判定の結果は、強度行動障害とされる10点以上が25人（39.6%）となっている。

II 事業展開の総括

令和5年度は、施設の建て替え工事が終了し、6月には新築建物に引っ越しをした。引っ越し後は、新たに2つのユニットを開設し、ユニットの再編を行うなど新たな環境での生活がスタートした。児童たちが新たな生活環境に慣れるよう配慮しながら、新たに整備された園内公園やプールなどの設備を最大限活用し、余暇活動の充実を図るとともに、新施設を活用した園内イベントを実施した。

特別支援学校高等部卒業生の、成人サービスへの移行退所に伴う、年度替わりのユニット再編成に当たっては、入所児童が安心して生活できる環境を提供していくことができるよう、児童の年齢、性別、障害特性等に配慮した編成を行った。

児童の新規入所については継続的に受入れを行い、東村山福祉園が担っている公的役割を踏まえて、東京都全域を対象に施設の支援を必要としている重度・最重度の知的障害児を積極的に受け入れた。

高等部三年生8人と措置延長児童の1人の生活の場への移行に向けて、移行担当職員を中心に、園全体で協力しながら移行支援の取組を着実に進めた。ご家族、児童相談所、区市町村、学校等と連携を取りながら、ご本人に相応しい生活の場を選定し、児童施設から障害者サービスに確実につなげていくよう取り組んだ。

地域で生活している重度・最重度の知的障害がある児童及び成人への支援として、短期入所事業については、2つの新ユニット開設に合わせ、6月から定員を2名増やし、都内全域からのニーズに応えることができるよう取り組んだ。更に、これまで培ってきた専門性を活かして、近隣3市を対象とした日中一時支援事業を実施するとともに、近隣6市を対象とした相談支援事業についても、積極的に受け入れ対応することで、地域サービスに取り組んだ。

III 事業実績

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクションI-① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

虐待等不適切支援の防止に向けて、事業団事務局より出された「虐待防止体制の整備の徹底について」及び令和5年度「重大事故ゼロ運動」の実施に基づき重大事故の防止に向けた取組を実施した。

毎月開催する虐待防止委員会で虐待防止策等を検討するとともに、職員倫理綱領の徹底、悉皆での虐待防止研修や専門研修の実施、自己点検・相互点検の実施、意見交換会の実施など多様な方法で職員の意識改革を行い、虐待防止に取り組んだ。

メール、面談、書面など、あらゆるツールを使って、職員からの支援に関する疑問や意見を、園長、部門長、グループリーダーが収集できるよう体制を整え、早期に対応することで、虐待を未然防止に努めるなど、風通しの良い職場作りに取り組んだ。

また、身体拘束を必要とする案件については虐待防止委員会で取り上げ、身体拘束を必要とする利用者情報の共有や、改善計画の進行管理を行った。

加えて、同性介護の確保や強度行動障害等に対する専門的な支援力を高め、サービス提供面からも児童の権利擁護（虐待防止等）意識の向上の観点から「呼称～さん付」「プライバシー保護」の強化月間を設け意識向上に努めた。

強度行動障害利用者への権利擁護（虐待防止、支援の向上）を目的に、外部専門家による施設コンサルテーションを受け、利用者支援の基本、支援の方法の構築などを月1回のペースで学びながら権利擁護の向上に努めた。

その他、「虐待防止&身体拘束等適正化の推進」研修、事業団虐待防止マネージャー研修、オンデマンド虐待防止研修などに参加した。

事 項	実施回数等	内容等
虐待防止委員会	年 1 2 回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 身体拘束禁止の検討及び周知
虐待防止研修	2 回	新入職員転入職員向け研修を4月に実施。職員悉皆研修として6月に実施。
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修、事業団共通の虐待防止研修（総論）（eラーニング型）の実施
事業団事務局主催の虐待防止研修		3年に1回の悉皆虐待防止研修に32名参加。

（２）アクションⅠ－② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

区分	令和４年度の更なる改善が望まれる点
共通	ア チーフを中心に、中堅職員の育成への取り組みを継続し、園の運営に今まで以上に力を発揮していくことに期待したい イ 今後に控えている本施設設への移行を、円滑に進めていくことができるような準備を実施していくことに期待したい
入所	ウ リスクマネジメントに関して、新たに作成している計画やマニュアルの実効性を高める訓練の実施などの進展が期待される
短期	エ 重度・最重度入所者、短期入所者、緊急一時保護利用者を受け入れているため、今後も引き続きリスクマネジメントの徹底に期待したい

令和４年度の指摘を受け、令和５年度は以下の取組を行った。

（ア）中堅職員の新たなチーフへの登用を１人、サブチーフへの登用を５人に増やし園運営に参加してもらうことで育成に取り組んだ。また、児童たちの支援課題を検討する支援調整会議では、指名制により中堅職員の参加を促し、年１４回５２ケースの会議を開催した。中堅職員の支援に対する視点を拡げて考える機会になるよう進めた。

更に、行動障害に対する支援力向上に向け、コンサルテーション事業を積極的に活用し年９回の支援検討会を開催するとともに、専門的なアドバイスに基づく支援を展開した。

（イ）本設建物で児童達が楽しく安定した生活を送ることができるよう、ハード面・ソフト面での様々な課題に対して、適宜対応し、より良い施設環境となるよう努めながら、園全体で支援体制の構築を進めている。

（ウ）各種マニュアルが円滑に実施できるよう、ユニットごとにマニュアルに基づいた緊急想定訓練を年３回行った。実施の際は、マニュアルの検証を、実施後の反省点をマニュアルの見直しに反映させた。また、訓練計画についてリスクマネージメント委員会で協議・共有を行うことで、訓練の質を向上させ、本設移転に伴う見直しを適宜加えることで、実効性の向上につなげている

（エ）毎朝の朝礼で、短期入所者、緊急一時保護利用者の利用状況等やヒヤリ・ハット事例等についてユニット、職種を超えて全園的に情報共有することで、アセスメントでは想定できない事故発生時の協力体制の周知を図っている。また、リスクマネジメント委員会を通じ、ヒヤリ・ハットや事故報告についての検証や改善に向けての取組を行っている。

また、令和５年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率１００％を達成した。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)	
第三者評価結果	計画 100%	実績 100%

イ 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、「声の箱」の設置、「園長への手紙」の実施など、多様な受付窓口を設置し、本人や家族等が苦情や要望を申し立てやすい環境を作って対応した。

第三者委員による苦情相談会については、感染症防止対策のため縮小して実施した。

苦情や要望があった場合は、園長まで必ず報告が行く仕組みとし、解決状況は、交流スペースで誰でも見られるようにした。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
2人（民間法人理事、地域の福祉関係者）	3回	3回

ウ 利用者満足度調査の実施

保護者を対象に、「個別支援計画について」をテーマとして利用者満足度調査を実施した。回収率は31.5%であった。

実施内容（テーマ）	実施時期
個別支援計画について	令和5年11月～12月

（3）アクションⅠ－③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組んだ。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理の徹底を図った。

事業団全体に影響を及ぼすような大規模な事案の再発防止については、一人ひとり確認書に署名させることで周知徹底を行った。

イ リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメントに係る委員会を設け、実際にユニット内で発生した事故事例などをもとに原因分析や再発防止について全ユニットで共有・検討を行った。また、入浴中の水没や食事時の窒息及びアレルギー対応などに緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練をユニットごとに定期的に実施した。事故防止マニュアルの適宜見直しを行い、使いやすくするとともに、職員への周知を行った。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、反省点についてはマニュアルの見直しに反映させた。また、

重大事故発生時には速やかに現場検証を実施するなど組織全体で危機管理体制の整備を図った。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	6回	7回	ヒヤリハットレポート分析・事故発生防止の取組
緊急時想定訓練	24回	24回	所在不明・アナフィラキシーショック症状発生・心肺蘇生（入浴・食事）

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

感染症発症時（新型コロナウイルス・インフルエンザなど）には危機管理委員会を迅速に開催し、感染防止対策の検討を行うとともに、適宜書面開催で園内の感染症発生状況の情報共有をした。さらに新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について検討しマニュアルの改訂を行った。

感染対策部会では、手洗いチェック（年2回）、感染予防対策の視点での環境チェック（手指衛生剤、ペーパータオル設置状況など）や吐物処理研修、PPE着脱研修など実践的な講習を行った。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
危機管理委員会	不定期	33回 うち書面 開催25回	新型コロナウイルス対応 インフルエンザ対応 带状疱疹対応
感染症対策部会	6回	6回	感染症防止

（４）アクションⅠ－④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 地域生活移行・障害者サービス移行への取組強化

（ア）18歳で円滑に障害者サービスに移行できるよう高等部一年生は、家族と移行担当が面談を行った。高等部二年生は、関係者会議を開催して本人及び家族の意向を共有した。さらに、次年度高等部三年時の進め方について確認を行い課題を共有しながら、役割分担していけるよう支援した。

（イ）高等部三年生は、具体的な移行先の選定に向けて家族や児童相談所・支援機関・学校などと連携を図り取り組んだ。その結果、三年生6人が移行した。2人は入所支援施設、4人はグループホームへの移行が確定した。

（ウ）家庭生活再開の希望があった1人については、次年度も引き続き家庭生活再開に向け取り組んでいく。

（エ）園がコーディネートを行い、児童相談所・区市町村他学校や家族と役割分担を行い、課題解決を図り障害者サービスへの選定に取り組んだ。

(オ) グループホームや施設の空き情報を収集して家族へ情報提供を行った。
グループホーム見学は複数の参加者を募って行うのではなく、利用者毎の個別見学とし、移行コーディネーター職員も同行し、家族の理解促進に努めた。

＊ 地域生活移行実績

	計 画	実 績
地域生活移行者数	2人	4人

＊ 地域や他施設への移行に向けた取組

	計 画	実 績
グループホーム見学	6回	20回
障害者支援施設見学	6回	13回

イ 家族支援への取組強化

被虐待が背景にある入所児童に対しては、入所主訴の解決が図れるよう、ユニット職員と専門職（医師、看護師、心理職）が連携して入所支援計画に基づく支援に取り組んだ。また、入所主訴の背景にある保護者の課題解決に向けた支援を児童相談所や児童家庭支援センターと協力して継続的に実施した。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ－① 高い専門性を発揮できる職員の育成 及び

アクションⅡ－④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学を実施し、職員採用につなげた。また、実習経験者等への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図った。

イ OJT推進体制の強化

若い事業団職員が増える中で、質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者（チューター）を配置し若手職員の育成を進めた。

また、強度行動障害のエキスパートや豊富な経験を有する都派遣職員による支援技術の継承などOJTによる人材育成の取組を重点的に進めるとともに、児童発達支援管理責任者などの事業運営に必要な資格については計画的に取得させるよう支援した。

運営の中核となるマネージャーやサブマネージャー、中堅職員には多様な経験を積ませ、OJTによる人材育成の強化を図った。

ユニットチーフ及びサブチーフについては、事業団職員を積極的に指名した。年間を通して、指名した事業団職員の育成と、チーフ・サブチーフを中心にユニットの支援体制の強化を図った。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

人材育成等の共通する内容は、隣接している「希望の郷 東村山」と共同で開催し、児童の療育に関わる研修や、家族支援などの対人援助に関わる研修などは、研修に必要な日程を確保し、計画的かつ効果的に研修を実施した。

事業団の人材育成方針及び研修計画に基づき、研修計画を策定、医師や専門職を講師とした強度行動障害などの障害特性に係る専門講習を実施するなど、高い支援力を備えた職員の育成を図った。

当園の児童の有する課題に的確に対応するため、被虐待の障害児、強度行動障害、重度の自閉症、てんかんなどについての知識・技能を高めることを目的に、中核職員やエキスパート職員については指名制による外部研修への参加を積極的に行うとともに、体系的な研修計画に基づき必要な研修が確実に受けられるよう受講をすすめ、効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上を図った。

また、各ユニットで取り組んできた事例研究においては抄録を作成し、園内事例研究で得たノウハウを園内で共有するとともに、東京都福祉保健医療学会の実践報告などへ参加した。

外部研修の参加についてはオンライン開催の研修に参加した。研修報告会については、新型コロナウイルスの影響により実施を見送った。

研修内容（テーマ）	参加人数	実施時期
新任・転入職員研修	延111人	4月・5月、1月～3月
強度行動障害支援者養成研修	延13人	9月～12月
強度行動障害支援者養成研修 （講師養成研修）	3人	6月
虐待防止研修（悉皆）	全職員対象	10月
行動障害研修	延19人	3月
園内事例研究発表会	49人	12月
講師依頼研修	延63人	1月～3月
スーパーバイザー研修	延8人	5月、9月～12月
業務研修（感染症・吐物処理）	延44人	5月・2月

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

事 項	計画	実績
強度行動障害の基礎・実践研修の受講者	基礎5人 実践5人	基礎10人 実践3人

オ 外部専門家、外部医師等との連携

新任職員育成担当者（チューター）の育成を目的に外部講師によるＯＪＴ研修を開催した。

強度行動障害利用者への支援の向上を目的に、令和４年度に引き続き外部コンサルティング事業を新たに２名の利用者の支援構築のアドバイスを受け、利用者支援の基本、支援の方法の構築などを月１回のペースで学びながら権利擁護の向上に努めた。

（２）アクションⅡ－② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

都内唯一の重度・最重度知的障害児施設として、他の施設では対応が難しい、被虐待、強度の行動障害、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児を積極的に受け入れた。また、児童相談所からの緊急一時保護の公的な役割を踏まえ確実に受け入れた。

＜参 考 令和６年３月３１日現在＞

医療的ケアを必要とする利用児童の割合	４６％（６３人中２９人）
強度行動障害のある利用児童の割合	３９％（６３人中２５人）

イ 専門的な支援の充実

（ア）重度・最重度の知的障害のある児童で、更に強度の行動障害、被虐待、医療的ケアを要する等の他施設では受入れが困難な児童の、施設入所や短期入所、東京都からの緊急一時保護委託を確実に受け入れた。

短期入所事業は、６月の本施設への引越しや、引越し後入所利用者の生活の安定を考え、利用調整を行った。その後特別支援学校の夏休み期間から受入れを再開し、年間利用目標を若干上回る利用率となった。

緊急一時保護事業では、児童相談所からの受入れ依頼が非常に多くあり、東京都のセイフティーネットの役割として、年間利用延べ人数１，０４０人の受け入れを行った。

（イ）強度の行動障害やてんかん発作があるなど、精神科を中心とした医療的ケアを要する児童の支援については、福祉職と健康推進科に在籍している医師、看護師が連携を取り協働して生活づくりに取り組んだ。

（ウ）心理職が中心となって、全ての入所児童に強度行動障害の判定を行い、さらに、児童発達支援管理責任者を中心に判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた入所支援計画を作成し、確実に効果を上げる支援を提供した。

（エ）強度行動障害と判定された児童には、福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、園で策定した「強度行動障害対応指針」に基づく専門

的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組んだ。また、外部専門家による施設コンサルテーションにより、適切なアセスメントや有効な支援方法の整理により環境調整を図った。

(オ) 入所児童の栄養ケアの充実を図るため、全ての入所児童に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、安全な食事を提供した。

(カ) 食べる機能を伸ばし、安全で楽しい食事を提供していくため、形態食や食事支援に関する検討を行うなど、食事に関する重点的な取組を行った。

(キ) 2人の非常勤作業療法士と2人の非常勤言語聴覚療法士と協働して専門的に療育を提供する機会を設けて、利用児童の発達促進及び職員の支援技術の向上に取り組んだ。

＊ 心理職員による利用者へのケア

項 目	計 画	実 績
個別面接	延310人 (全58人中40人、 69.0%)	延251人 (全64人中38人、 59.4%)

ウ 生活環境・日中活動の充実

(ア) 入退所に伴うユニット児童構成の再編成については、児童の年齢、性別、障害特性などを考慮してユニット編成調整を行った。

(イ) 本設建物では、全室個室を用意している。児童一人ひとりの年齢や発達段階及び個別ニーズに即して環境づくりを進め、一人ひとりが個室環境を活用して安心して落ち着いた生活を送り、健やかに成長できるよう療育に取り組んだ。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、オータムフェスティバルを希望の郷東村山と合同で行った。また利用者の個別外出を再開し児童の豊かな生活づくりに取り組んだ。バスハイク・宿泊旅行・地域活動などは引き続き計画を中止したが、代替としての園内イベントを2回企画・実施した（ウィンターフェスティバル、春フェス）

また、夏休み期間中はプールを使用して児童の豊かな生活づくりに取り組んだ。

(エ) 未就学児・短期入所・一時保護で平日の日中を園で過ごしている児童に対して、午前中に園内外で行う活動プログラム（のびのびタイム）を用意して活動を提供した。一日を通しての外出計画については、地域の感染症の流行状況等を踏まえ実施を見合わせた。

(3) アクションⅡ－③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

保育士・社会福祉士養成学校等の実習生を積極的に受け入れ、46人が実習を行った。その他、特別支援学校教員に対する研修や東京都福祉保健医療学会においてポスター発表を行うなど、事業の普及啓発に取り組んだ。

事 項	延計画人数	延実績人数
保育士等実習生の受入れ	660人	907人
社会福祉士養成校の受入れ	20人	138人
教員・児童相談所職員等の研修受入れ	10人	20人
施設見学の受入れ	10人	30人

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ－① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 地域生活を支えるサービスの充実

特定相談支援事業と障害児相談支援事業を提供する「相談支援事業所 ふわり」では、児童及び知的障害者を中心に、地域生活を安心して送れるようこれまで培ってきた専門性を活かして相談に対応し、地域の社会資源としての役割を担ってきた。

短期入所事業では、6月から定員を2名増やして1日当たり10名とし、地域で生活する児童及び家族がこれまで以上に利用しやすくなるよう取り組んだ。

日中一時支援事業については、近隣3市と連携を図りながら、学校の長期休暇期間に児童の受入れを行い、児童や家族のニーズに基づいた活動を実施した。さらに、これまで実施しているサービスについても内容の改善を行うなど、地域で生活する障害児を支えるサービスを充実するよう努めた。

サービス内容	対象地域	計 画	実 績
短期入所事業	都内全域	延2, 113人	延2, 144人
日中一時支援事業	東村山市・東大和市・小平市	延114人	延100人
特定相談支援事業	都内全域	延46人	延123人
障害児相談支援事業	都内全域	延24人	延30人

(2) アクションⅢ－③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

障害特有の悩みに対して、相談先が見つからない方のための障害児・者対象の無料よろず相談について市の広報誌や園ホームページにお知らせを掲載し、電話・対面（予約制）での相談体制を確保した。

事 項	対象者・実施回数・参加者数等
障害特有の悩みに対する無料よろず相談	電話相談2件

イ 多様な主体との連携

(ア) 地域住民との連携

震災などの非常時に備えて、自治会や福祉協力員などの地域住民も参加する総合防災訓練を、東村山消防署の協力のもと、希望の郷東村山と合同で実施した。

(イ) 家族会との連携

年3回の家族連絡会については、予定通り実施し、新施設の見学や生活の様子のスライド上映などを行った。

(ウ) 学校との連携

特別支援学校教員との相互交流や個別面談、学校との連絡会などを通じて、連携の強化を図った。

(エ) ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行った。新型コロナウイルス感染予防対策として、間接的な利用者支援のボランティア活動に絞り、継続的に受入れを行ってきた。

ボランティア	領域	3領域	内容	日中生活支援、環境美化
	延人員	133人		

ウ 地域との連携・協力関係の強化

(ア) 加入している自治会の班長会に出席するとともに、自主防災倉庫内の防災機材の点検、安否確認訓練、近隣公園の美化作業、自治会主催の盆踊り大会、年末の防犯パトロールなどの自治会の各種活動に積極的に参加し、連携促進を図った。

(イ) 東村山市との防災協定による福祉避難所への要援護者の受入れや清瀬特別支援学校との緊急連絡体制の確保など、防災に係る関係機関との連携を進めた。

(ウ) 東村山市ボランティアまつり等に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で祭りが中止となった。

(エ) 新施設では地域住民が利用する地域交流室が整備され、施設開放を実施した。

エ 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画（BCP）や消防計画に基づき、夜間を想定した避難訓練を含む消防訓練を毎月実施した。また、東村山消防署の協力のもと、希望の郷東村山と合同での総合防災訓練を行うとともに、防災用品の確認を実施

した。また、事業団全体の合同訓練への参加、災害時の食料等の備蓄を確実に行った。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
消防訓練	1 1 回	1 2 回	夜間想定避難訓練等
総合防災訓練	1 回	1 回	希望の郷 東村山と合同 東村山消防署・近隣住民 参加
不審者対応訓練	1 回	0 回	

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ－② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

施設のマネジメント機能を強化するため、園内の経営会議で活発な議論を行い、効果的かつ効率的な施設経営を行う経営体制の強化に努めた。

本設建物での生活について、引き続きユニットによる支援体制を確立し、ユニットチーフを中心としたユニット運営の実施、効率的でわかりやすい業務記録等への統一など、小規模ユニットでの効率的な施設運営に取り組んだ。さらに、健康推進科看護師等も含めた連携協力など、園全体で協力する体制強化に取り組んだ。

(2) アクションⅣ－③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

リフト付きシャワーキャリーなどの介護機器の活用や、ICTを活用した業務の改善や働きやすい職場環境の整備を進めた。

さらに、本設への移転を前提として、見守り支援システムなど夜勤業務の軽減等働きやすい職場環境の整備を進めた。

また、各種手続きの合理化、円滑化を図るため、保護者からの申請様式の改定による「はんこレス」や「ペーパーレス」など「5つのレス」の取組を進めた。

(3) アクションⅣ－④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

毎朝実施するミーティングにおいて、理念の唱和や各ユニットの状況報告などを行い、情報の共有化やユニット間を超えて協力関係を築くことにより、職員がいきいきと働く職場づくりに取り組んだ。また、毎月開催する経営会議やユニット長会議に加え、各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを推進するとともに、安全衛生委員会における取組を進め、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努めた。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図った。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------